

自発雇用創造地域の区域

1 自発雇用創造地域の区域

高知県高岡郡梶原町

2 要件該当区域であることの明示

当市は、須崎公共職業安定所管内に所在し、須崎公共職業安定所における最近3年間及び最近1年間における有効求人倍率は、下表のとおりとなっており、それぞれ当該期間における全国の有効求人倍率を下回っており、要件を満たしている。

		有効求職者数	有効求人数	有効求人倍率 (須崎所)	有効求人倍率 (全国)
一 般	平成17年	17,451	7,110	0.41	0.95
	平成18年	17,431	6,765	0.39	1.06
	平成19年	18,757	7,255	0.39	1.04
	3年間平均			0.40	1.02

労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

1 地域の概況

本地域は、高知県北西部・愛媛県との県境に位置しており、総面積は236.51km²と広大で森林が91%を占め、日本最後の清流四万十川と日本3大カルストのひとつ四国カルストがある。人口は約4,200人。産業は農林業が主体であるが、少子高齢化が進み後継者が減少してきている上、近年における地域間格差による景気回復の遅れなど、地域経済は未だ停滞し続け、地域内事業所数並びに従業者数は減少している。

平成12年に作成された“梶原町総合振興計画「^{もり}森林と水の文化構想」”では、21世紀も輝き続ける梶原であるために「共生と循環の思想」こそ、大切にしなければならない宝物であると位置付けし、「環境」「健康」「教育」をキーワードに町民を上げて取り組んでいる。経済の発展と環境保全という一見相反する思想を両立させるため、風力や太陽光発電システム等自然エネルギーの積極的導入や、町産材を使った公共施設の建設やその補助、間伐材利用による木質ペレット工場の設置等地域性を活かした取り組みを推進し、町の活性化に繋げている。

2 人口、労働力人口、就業構造等の動向

(1) 労働力需給状況

ア 人口

本地域の人口は、4,625人(平成17年国勢調査)で、平成12年と比較して、235人(4.8%)の減少となっている。また、65歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は、36.0(平成17年国勢調査)であり、県平均よりも14.8ポイント上回っている。

イ 労働力人口

平成17年の国勢調査によると、本地域の労働力人口は、2,829人で、平成12年と比較すると、1.1%の減少となっている。

ウ 就業構造

平成17年の国勢調査によると、本地域の就業者数は、2,672人で、平成12年に比べて4.7%の減少となっている。

なお、就業者数を産業別に見ると、第一次産業従事者が35.4%、第二次産業が28.1%、第三次産業が36.5%となっており、県平均では第3次産業の占める割合が60%を越えているのに対し、当町の産業別の構成は第2次産業が若干少ないものの、第1次産業から第3次産業までほぼ同じ割合となっている。

エ 求人求職の状況

本地域を管轄する須崎公共職業安定所の平成18年度の新規求人数は、2,720人(月平均227人)となっており、産業別の新規求人構成比は、医療・福祉業が24.3%と最も高く、次いで卸売・小売業、飲食店が23.6%、製造業が21.7%、建設業が12.9%などとなっている。また、ここ数年の新規求人数の動向を見ると、平成13年度からわずかながら上昇しており、平成18年度の新規求人数は平成13年度より17.5%増加となっている。有効求人数は平成18年度の月平均値は555人となっており、平成13年度と比較すると、24.1%の増加となっている。一方、有効求職者数の月平均値は、平成18年度では、1,441人となり、平成13年度と比較すると、28.6%の減少となっている。この結果、常用有効求人倍率は、平成13年度の0.22倍から、平成18年度は0.39倍と上昇しているものの低水準で推移しており、本地域における完全失業率は、5.5%(平成17年国勢調査)で平成12年と比較すると3.5ポイント悪化しており、地域内の求職者にとって非常に厳しい雇用情勢が続いている。

このような就業構造の下、本地域においては、従来にも増して、雇用開発の必要性が高まっていることから、今後は下記の3のとおり、地域の特性を活かした重点分野を設定し、本計画に盛り込んでいる地域雇用創造推進事業をはじめとする各種施策の実施を通じ、地域における雇用機会の創出を図っていく。

3 地域内の労働力需給状況等の雇用面における課題や雇用動向を踏まえた雇用開発計画の方向性

以上のとおり、本地域は、労働力人口、求職者数とも減少している。また、求人数も伸び悩んでおり、結果的に有効求人倍率は県内でも低い水準での推移となっている。また、本地域の基幹産業は農林業であるが、農地は山間地であることから傾斜に沿って作られている上、1つあたりの面積が狭く、零細農家が多い。現在、シシトウやミョウガを組合を通じて出荷し、その収入に頼っている。林業については、間伐補助金の導入により一定期間であるが山に働く人々の需要が増えた。今後も山の価値を高め、そのことを就労の場に繋げることの出来る方策を進めていくこととしている。

また本地域にある太郎川公園には、町内の主要施設が集約されており、町外との交流の場として活用されてきたが、世の中のニーズの変化や施設の老朽化、又 近隣に類似施設が増えた等の理由から近年における観光客は減少している。開園当初（昭和62年）は、7万人を超える来園者があったが、平成9年度には3万4千人と半減し、平成18年度には1万1千人と激減している。将来的には公園の中を通る国道197号線がこの施設を外れる形で抜ける予定で、森林セラピー基地やロードといった観光客誘致のための新しいサービスの提供が必要となるものと思われる。また、町中を通る国道440号線が改良されたことで、新しい町並みが町中心部に誕生した。このことを積極的に活用した町づくりを推進する為、たくみの会等の住民組織が検討会を開催している。国道改良は、今後の地域雇用の更なる創出に繋がる可能性を秘めており、今後の動向が期待される。

地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出

今後、地域雇用創造推進事業の提案、採択を目指し事業構想を策定する。構想書に記載された目標を本計画の目標とする。

なお、本目標の達成には、地域雇用創造推進事業の事業構想として選抜される必要がある。

2 地域雇用創造推進事業以外の雇用創出事業の実施に伴う雇用創出

本地域においては、下記の「雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策」の「2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組」の各種事業の実施を通じ、地域産業の活性化及び新産業の創出を促進するとともに、地域内の雇用機会の増大を図り、計画期間において、地域内の新規雇用創出人数を7人以上とすることを目標とする。

地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項

1 地域重点分野の設定

- ア 農業・水産業分野(01 農業、04 水産養殖業)
- イ 林業分野(02 林業、13 木材・木製品製造業)

ウ 観光・地域振興分野

(06 総合工事業、09 食料品製造業～32 その他の製造業、55 各種商品小売業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店、72 宿泊業、73 医療業、75 社会保険・社会福祉・介護事業)

2 地域重点分野に係る市町村自らが当該分野において行う雇用機会の創出に関する施策及び今後の見通し

ア 農業振興施策

農産物生産

農業後継者不足は深刻な状態にある。ＩＪＵターン者も含めた就農希望者の研修や住環境を含めた受け入れ支援が必要である。

- ・ 新規農業・林業就労者の受け入れ推進。

地産地消の推進

我が国の耕地面積や農業就業人口は一貫して減少傾向にある。日本の食料自給率は、昭和40年度の73%から平成10年度には40%と低下し、それ以降は横ばいで推移しており、主な先進国と比べても、フランス130%、アメリカ119%、ドイツ91%、英国74%で、我が国の食料自給率は主要な先進国の中で最低の水準となっている。また、日本のフードマイレージは韓国の約3.4倍、米国の約3.7倍にもなるといい、環境に与える影響も懸念される。

- ・ 雲の上の市場等町内店舗における販売強化
- ・ 町内の給食、飲食店における地元農産物の利用の促進
- ・ その他利用の開発

イ 森林資源活用施策

FSCの推進

2000年8月末現在、世界33カ国、約1800万haの森林がこの認証を受けている。その面積は、年々著しく増加しており、消費者は、FSCマークがついた製品を選ぶことにより、環境に配慮した森林づくりを応援することになる。梶原町の森林組合が平成12年に国内の団体で初めてこの認証を受けて以来、この環境に負荷の少ない木材を選択的に購入してもらうため、工務店と直接取引や消費者向けツアーを行う等行っている。

- ・ FSCの更なるPR促進
- ・ 販売網の拡大

- ・生産性向上による林業振興、林業従事者の増加に努める。
- ・作業路網を利用した森林体験や森林学習を行い地域学習の場として活用する。
- ・多様なニーズに応じ、森林を施業することでの交流人口拡大に努める。

木質バイオマスの利活用

木質ペレット工場が平成20年度より稼働を予定している。町内の住宅の中には既にペレットストーブを使用している家庭もあり、今後は雲の上の温泉をはじめとする町内施設や町内の住宅への設置を推進すると共に、ペレットの材料となる木材の供給のため間伐事業等の推進による雇用拡大を図る。

- ・梶原町の面積の91%をしめる山林は、木質バイオマス事業を進める大きな可能性を秘めている。製材廃材、森林に切り捨てられる間伐材等を収集し、ペレットの製造を行い、町内の冷暖房の需要を賄えるよう推進していく。
- ・温泉等施設の熱源を重油（有害で限りある資源）から木質バイオマスエネルギー（環境にやさしい資源）に転換することで環境保護を図る。
- ・町内でのペレット使用を推進するための対策を図る。

ウ 観光と地域振興

グリーンツーリズム

町内に点在する農家民宿の活用や体験モニターツアーによる集客を行い、都市部との交流を深め、お互いの住環境の知識を得つつ、中長期滞在施設も整備しU・J・Iターン者の受け入れに繋がる対策を図る。

- ・参加者の意見等収集と活用による交流・居住人口の拡大。
- ・千枚田、四万川田んぼオーナー制度等中山間事業の推進
- ・梶原町へのU・J・Iターン希望者の受け入れのための施設（中長期滞在施設）を活用する。

森林セラピーの実践・促進

森林セラピー基地としての受け入れを継続・組織化。セラピーロードの整備を更に進め、メニューの充実を図る。

- ・久保谷セラピーロードの整備。積極的なPRの推進。
- ・太郎川公園内の森林整備。野鳥の森、湿原の復活。
- ・地域食材を活かした料理の研究の実施。
- ・地域・医療・行政が一体となった森林セラピー推進の為の体制強化。

まちづくり推進

国道440号線や197号線の改良が進んでいる。たくみの会による町の駅構想も徐々に形が出来てきており、今後は町の駅を中心とした地域づくりを進めていく必要がある。国は世界に通用する観光立国を目指すこととしており、健康ブームも合わせ「坂本龍馬脱藩の道」「四万十川」「千枚田」「四国カルスト」等 梶原のある自然、歴史、文化をキーワードとした観光産業を押し進めることで地域を活性化していくことが可能となってくるものと思われる。その為の地元特産品の開発が急がれている。

- ・ 観光協会等外部の受け入れ態勢の整備。
- ・ 特産品開発。
- ・ 集客施設整備。

中小企業支援

町内における建設業者数は、全体的に大きい変化は見られないが、各事業所の雇用者数は近年減少傾向にある。国道440号線の改良等により、一定の事業数が未だ確保出来ているものの、公共事業そのものは減少しており建設事業者の経営に如実に影響している。また、その他町内の中小企業や商工業者の経営は経営努力しているところがある一方で、事業主高齢化や健康状態の悪化によりやむを得ない廃業も多く、事業所数の減少にも繋がっている。

- ・ 新規雇用の開発や育成のため就労支援対策

地域雇用創造協議会に関する事項

1 協議会の名称及び構成員等

地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第2条第3項第4号に規定する協議会として、平成20年2月7日に本地域の事業協同組合、産業経済団体等の連携により産業振興と雇用の創出を図る目的で設置された「梶原町地域雇用創造協議会」を同法に規定する地域雇用創造協議会とする。

また、梶原町地域雇用創造協議会の構成員は、次のとおりとする。

梶原町
区長会
津野山農業協同組合
梶原町森林組合
梶原町商工会
梶原ミロク
南四国部品(梶原工場)
梶原町建設協会

2 活動内容

梶原町地域雇用創造協議会では、厳しい雇用状況と著しい少子高齢化並びに人口減少下にある梶原町において、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出に取り組むものとする。

雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 地域雇用開発の促進のための国の措置

(1) 地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）の活用

雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニュー等により創意工夫した事業構想を策定する。

なお、本事業構想・施策の展開にあたっては、別途、地域雇用創造推進事業の事業構想として選抜されることが必要である。

(2) 地域雇用開発助成金

地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。

事業期間：平成22年8月末まで

(3) まちづくり交付金事業

町中心部を通る国道440号線の拡幅や街並み整備を行う。

事業期間：平成21年3月31日まで

2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組

ア 農業の推進

(1) 農林業就労支援

梶原町における農林業従事者の高齢化や後継者不足は、大きな問題となっているが、近年IターンやUターンの新たな農林業を志望者が増えてきている。このような人材を町内外問わず広く確保・育成し、町内の定住者と後継者の増加を目指して、農林業就労希望者の研修生受入組合が組織され、毎年数人の受け入れを行っている。今後もこういった事業を続け、地域産業の継続を支援していくこととしている。

また、一昨年前に完成した“営農センター輝”では、梶原町内をはじめとする地域の農産物出荷や直販を行っている。同施設内にある加工所では、梶原町の特産物を活用した製品の開発を行うグループが熱心に取り組んでお

り、この施設での雇用促進も目指していく。

事業主体：栲原町、栲原町新規就農受入組合、栲原町研修生受入組合、栲原林産企業組合、津野山農業協同組合、栲原町森林組合等

(2) 地産地消の推進

給食事業を商工振興協同組合が受託し事業を行うようになって1年が経過した。栲原産の米や根菜類の地元調達については、生産農家数との兼ね合いと天候等の影響もあり安定供給という点では、まだまだ課題が多く、中山間地域支払制度の取り組みとの位置付けも視野に入れ、JAや生産農家との連携をとり取引の増加を図る必要がある。また、水産養殖業者は貴重な川魚の供給源であるが、近年における飼料の高騰により経営は悪化しているうえ、町内飲食店における消費も伸び悩んでいる。取引先を開拓していく他、PRや商品の開発・品質の向上により販売数を増やしていかなければならない。この他にも直販施設の移転や運営方法等の変更も視野に、販売拡大の為の施策を平成20年度より行う。

事業主体：栲原町、津野山農協協同組合、グリーンツーリズムゆすはら等

(3) 鷹取の家・キムチ

平成6年頃から廃校となっていた旧初瀬東小学校（鷹取の家）で、韓国ペジェ大学との交流が始まり、それが現在も続いていることがきっかけで、平成14年から地元野菜と韓国の香辛料を使った本格派韓国キムチをこの廃校で作って販売するようになった。県内の量販店や通信販売なども行い、経営は順調である。今年度には地元からの強い要望により、廃校を建て直し「韓国田舎風レストラン」を運営。新商品の開発や、宿泊客の誘致、鷹取まつりの復活など地元活性化と雇用の増進に繋がる仕組みづくりを行っていく。

事業主体：初瀬区、鷹取キムチの里づくり実行委員会、初瀬東区連絡協議会等

イ 森林資源活用施策

(1) FSCの推進

栲原町森林組合が平成12年に国内の団体で初のFSC認証を取得。木の切り倒しには植物性の燃料を使う等の配慮を行い、間伐を進めることで山の荒廃を防ぐ等の取り組みを行っている。ここから搬出された木材を購入することは、環境づくりにも役立つことに繋がることから、このような取り組みを都市部住民やこれから家を建てる方々に知ってもらうためのツアーも行っている。また、間伐材は木質ペレットに利用され、山の恩恵を余すことなく使用される仕組みづくりを行っている。人々の環境意識は高まりを見せており、こういった意識に訴えかけることで、今後の販路が拡大され、山の雇用に繋がるものと

思われる。

事業主体：栲原町、栲原町森林組合等

(2) 木質バイオマスの利活用

循環型社会を推進するため、県・町・森林組合・矢崎総業4者による共同プロジェクトにより、これまで町ぐるみでやってきた環境への取り組みが事業へと発展。平成19年度中に木質ペレット工場が完成し、平成20年度には稼働する予定。町内の91%を占める森林から搬出される木材は熱供給の材料となり、地下資源に替わる新しい資源として、今後の需要が見込まれる。このことにより山での雇用が生まれ、今後の展開が期待される。

事業主体：第3セクター

ウ 観光・地域振興

(1) グリーンツーリズム

いちょうの樹をはじめ、かわい、かまや、かみこやと農家民宿も4箇所(6棟)にまで増え、それぞれで行われている体験メニューも軌道に乗っている。また、棚田のオーナー制度が神在居の千枚田の他に四万川区でも始まり、オーナー希望者のニーズに沿った受け入れが出来るようになった。松原区のセラピーロードや初瀬区の鷹取キムチ事業、越知面区のししまる味噌、西区の田舎体験等のように、区や集落を単位としたメニュー作りがされている。しかし、様々な体験メニューが作られてきたが、現在その受け入れ窓口が一本化されておらず、各地域単位のメニューに留まっている。また、UJIターン希望者受け入れの支援策(中長期滞在施設や空き家紹介等)も確立されておらず、今後これらのコーディネートや事務局的作用を担う窓口が必要であることから、町の駅を中心とした受け入れ体制を作り、滞在型観光推進による、宿泊業や飲食店、小売業での雇用創出を図ることを検討している。

事業主体：栲原町、商工会、グリーンツーリズムゆすはら、ゆすはらであいの会等

(2) 森林セラピー

森林セラピー基地とは、リラックス効果が森林医学の面から専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域を示し、より快適に森林セラピーを受けることのできる「整備された森林環境」と、検証に基づく「生理・心理的効果」がともに認められる場合に、森林セラピー基地の認定を受けることができる((社)国土緑化推進機構 森林セラピー実行委員会による認定)。平成19年に太郎川公園周辺がセラピー基地に認定され、現在セラピーロードの整備が住民達の手で進められてい

る。森林医学のエビデンス（検証結果）に基づいた効能が、専門家により実証され、全国でもその認知度は高くなってきている。セラピーを事業化することで今後都市部から訪れる人々が増加することが期待出来、その受け入れ体制を組織化していくことが必要。現在、平成20年4月からの稼働に向け、久保谷セラピーロードを有する松原地区や医療機関、宿泊業者等の連携や調整を行っており、セラピーロードのガイド等が出来るセラピーの専門家の擁立も行い、それぞれの機関において雇用の創出を図っていく。

事業主体：梶原町、松原区、オリエントホテル高知等

（３）町の駅

国道440号線改良を機に、たくみの会等の住民組織が新しい町並みを活かした町づくりを提案。町中に町の駅を設置し、観光客等の受け入れや案内、地場産品販売等の事業や誘致を行う構想が進行中である。地場産品を使った土産品の製造や開発・販売は急を要する課題であり、また、梶原町は四国四県の中心部を繋ぐ幹線から離れている上、通過しても単なる休憩地となりがちである。梶原町に数時間若しくは数日間滞在するような地域の独自性や魅力を活かした事業を考査することが必要。また、町内の商店は小規模経営であることから、大人数の受け入れが出来ない状態にある。柔軟に対応するため、飲食店や宿泊業等の小規模事業者連携を推進し、町内商業の振興と雇用創出を図る。

事業主体：梶原町、たくみの会、商工会、グリーンツーリズムゆすはら等

（４）福祉事業

現在、農林業従事者が高齢化し建設業者の仕事が減っていく一方で、施設だけでなく在宅での介護を含むヘルパーの需用が伸びている。しかし、ヘルパーの募集をしても応募がない状態が続いており、研修会の開催等によりヘルパーの育成や雇用の拡大を図る。他にもグループホーム設立のため町民が募金活動や具体的な対象地の検討を始めている。上記（２）の取り組みとも合わせ、医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業において雇用創造を図る。

事業主体：梶原町、南四国部品、カルスト会等

（５）中小企業支援

公共事業の減少により、建設事業者の現状は厳しい。建設業だけでなく林業をはじめとする他分野への進出が必要。そのために、前述 1（１）地域雇用創造推進事業が不採択であれば、町独自の施策を今後制定し、チェーンソー講習会やくさぶき民家の屋根替えなどの実地研修を行うことで新分野への雇用を拡大させることにより、建設業従事者の減少に対抗し現状維持をね

らう。また、他事業所の仕事に実際に関わる体験研修を行うことで関係機関との連携を密にすると共に様々な技術を習得。視野を広げ養うことで自己の事業所を客観的に捉え向上させる力を養う。他にも、ライフル銃や銃芯の生産、繊維製品・木工製品製作販売等新規事業の参入や雇用促進のための臨時のハローワーク開設等による支援を行う。

事業主体：栲原町、津野山農業協同組合、栲原町森林組合、建設協会等

(6) 製造業に関する固定資産税の課税免除

栲原町内において、製造の事業（電気供給及びガス供給事業を除く。以下同じ。）、ソフトウェア業若しくは旅館業の用に値する設備を新設し、又は増設した者に対し、固定資産税の課税免除を行う。

昭和55年条例第30号（平成18年3月9日改正）による取組には特に、ワイヤーハーネス製造業、ライフル銃製造業及び同部品製造業について重点的に取り組む。

事業主体：栲原町

期 間：平成24年3月31日まで

計画期間に関する事項

厚生労働大臣の同意を得た日から平成24年3月31日までとする。

ただし、計画期間中における地域内の経済、雇用情勢の変化や外的な状況の変化に対応するため、必要に応じて本計画の変更を検討することとする。

なお、本計画に盛り込まれた上記「(5) 地域雇用創造推進事業の活用」の本事業構想・施策の展開にあたって、別途、地域雇用創造推進事業の事業構想として選抜された後は、本計画期間終了日については、当該事業の終了日までとする。

自発雇用創造地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

該当なし